

新型コロナウイルス（外出制限の更なる拡大）

令和2年3月31日
在パナマ日本国大使館

30日、ピノ治安大臣は、記者会見にて、4月1日より現行の外出制限を以下の通り拡大する旨発表しました。

1 性別による外出可能日

- (1) 女性：月曜日、水曜日、金曜日
 - (2) 男性：火曜日、木曜日、土曜日
- 日曜日は、完全外出不可

2 外出可能時間帯

外出可能な曜日において、現行規制通り（下記リンクご参照）身分証や旅券の末尾の番号により割り当て。

<https://www.panama.emb-japan.go.jp/files/100029657.pdf>

3 60歳以上及びハンディキャップの方は、身分証や旅券の末尾の番号にかかわらず、外出可能な曜日において、午前11時～午後1時の時間帯において外出可能。